

山口市ごみ集積施設整備補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般家庭から排出される一般廃棄物の集積場所（以下「ステーション」という。）の美化及び収集業務の効率化を図るため、ごみ集積施設を整備する自治会等（同じ地域に住む人々で親睦や交流を通じて連帯感を培い、地域に共通する課題をお互いに協力して解決し、より豊かな地域づくりを進めていくために自主的に組織された自治組織で自治会・町内会・区のことをいう。以下同じ。）に対し、補助金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第2条 補助金交付の対象とするごみ集積施設（以下「ごみ集積施設」という。）とは、次の各号に該当し、かつ、新設されるものとする。

- (1) 散乱防止用品（一般家庭からステーションへ排出される一般廃棄物の散乱防止ができるものをいう。以下同じ。）
- (2) 移動容器（一般家庭からステーションへ排出される一般廃棄物が収納できるもので、移動可能なものをいう。以下同じ。）
- (3) 固定施設（一般家庭からステーションへ排出される一般廃棄物が収納できるもので、取出し口の高さ及び幅が共に180センチメートル以上あり、基礎工事によって固定されたものをいう。以下同じ。）

2 前項に掲げるもののほか、ごみ集積施設は、次の要件のいずれにも該当するものでなければならない。

- (1) 自治会等の合意に基づき設置されるごみ集積施設で、ステーションの適正な管理を促進し、ごみ収集作業の効率化に資するものであり、かつ、山口市ごみ集積施設設置要領に適合するものとして市長が認めるもの
- (2) 耐久性の高い材質により製造されたごみ集積施設（前項第2号及び第3号に掲げるものについては、市の指定する業者（以下「指定業者」という。）が取り扱うもの）として市長が認めるもの

(補助対象外)

第3条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するものについては補助の対象としない。

- (1) 山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成17年山口市条例第122号）及び山口市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則で届出の必要な共同住宅
- (2) 住宅団地等の造成により市と事前に協議し、造成者においてごみ集積施設を整備することとされているもの（その後の状況変化に伴う場合を除く。）
- (3) この要綱による補助金の交付を既に受けているもの（その後の状況変化に伴う場合を除く。）

（補助金等）

第4条 ごみ集積施設整備補助金の額は、市長の認める整備補助対象経費の総額（この要綱以外の国、県及び市の補助金並びに補償金がある場合にはその額を控除した額）のうち、散乱防止用品の設置、移動容器の設置及び固定施設の建設に要する経費の2分の1の額とする。ただし、散乱防止用品設置については2万円、移動容器設置については5万円、固定施設建設については50万円をそれぞれ限度とする。

2 前項により算出した補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

3 ごみ集積施設の設置に要する土地等の取得及び使用に関する費用は、第1項の整備補助対象経費に含めない。

（指定業者の登録）

第5条 指定業者の登録を受けようとする者は、指定業者登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（事前協議）

第6条 補助金の交付を受けようとする自治会等は、ごみ集積施設を設置する土地の管理者又は所有者に設置の同意を得たうえ、ごみ集積施設設置の事前協議書（様式第2号）によりあらかじめ市長と協議しなければならない。

2 市長は、前項に規定する事前協議書を受理したときは、これを審査し、その事前協議の内容が適正と認めたときは、これを承認するものとする。この場合において、市長はその必要があると認めたときは、実地調査等を行い適正なごみ集積施設になるように指導するものとする。

3 前項の承認は、事前協議承認通知書（様式第3号）によるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 前条の規定による承認を受け、補助金の交付を受けようとする自治会等は、ごみ集積施設整備補助金交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付の決定をし、交付決定通知書(様式第5号)を自治会等に通知する。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定をする場合において、必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(実績報告)

第9条 前条第1項による通知を受けた自治会等(以下「補助自治会等」という。)は、速やかに施設整備に着手するとともに、施設整備完了後は、速やかにごみ集積施設整備実績報告書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受け実地調査等を行い、交付額確定通知書(様式第7号)により補助金の交付額確定の旨を補助自治会等に通知する。

(補助金の交付)

第10条 前条第2項の通知を受けた補助自治会等は、補助金の交付を受けようとするときは、ごみ集積施設整備補助金交付請求書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

(報告及び検査)

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助自治会等に対し、報告を求め、帳簿その他の関係書類若しくは施設整備の状況を検査し、又は施設整備上必要な指示をすることができる。

(補助金の交付決定の取消等)

第12条 市長は、補助自治会等が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金の交付に関して付した条件に違反したとき。
- (3) 施設整備の方法が不適當であると認められるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、当該補助自治会等に対し期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(維持管理)

第13条 この要綱による補助金の交付を受けて整備したごみ集積施設の利用者は、他の模範となるように常にその清潔の保持、施設の維持管理に努めなければならない。

(調査及び指導)

第14条 市長は、この要綱により補助金を受けた補助自治会等に対し、ごみ集積施設の整備及び維持管理状況について、調査及び指導をすることができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。